

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年10月29日提出
【計算期間】	第9期（自平成21年8月1日至平成22年8月2日）
【ファンド名】	フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン A （限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【電話番号】	03-4560-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

ファンドは、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

その他資産(投資信託証券(株式(一般)))...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

あり(限定ヘッジ)...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



※ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として世界各国の株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

世界各国の株式を主要な投資対象とします。

個別企業分析に基づき、主として世界各国の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行ないます。

個別企業分析にあたっては、フィデリティ*の日本および世界主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

ただし、市況動向、資金動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

* FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

（参考）

【フィデリティの企業調査】

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

フィデリティでは、仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、フィデリティのグローバルネットワークを活用して、世界中の競合他社との比較も行ないます。



（２）【ファンドの沿革】

2001年10月29日 ファンドの受益証券の募集開始

2001年11月22日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

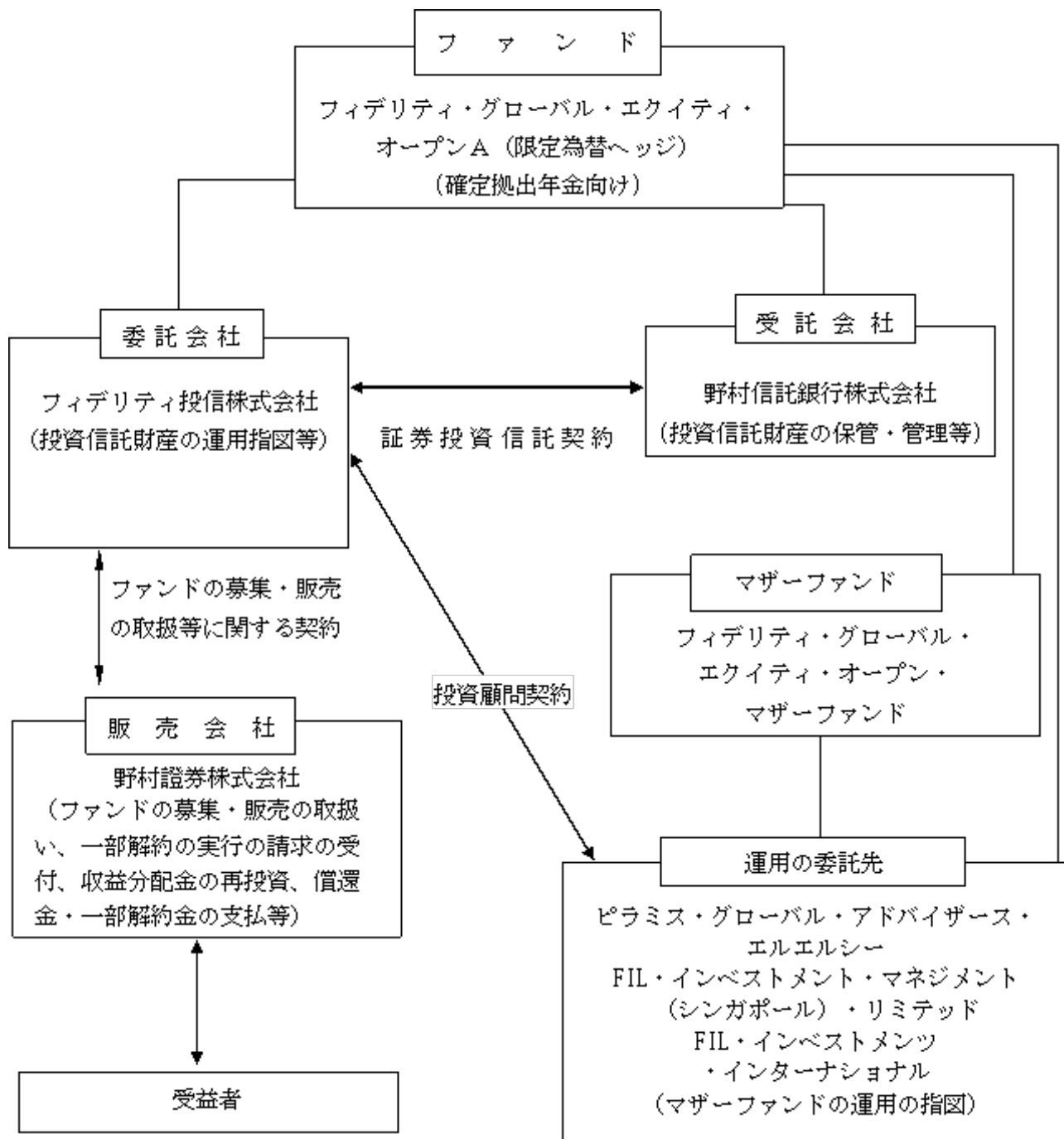
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド

とし、その資金をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は次の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示お

よび連絡等を行ないます。

(c) 販売会社：野村證券株式会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：

名称	業務の内容
ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー (所在地：米国マサチューセッツ州)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの米国、カナダおよびエマージング・マーケット（アジアを除きます。）に関する運用の指図を行ないます。
FIL・インベストメント・マネジメント（シンガポール）・リミテッド（所在地：シンガポール）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの日本を除くアジアに関する運用の指図を行ないます。
FIL・インベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国ケント）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのヨーロッパに関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

<ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（以下ピラミス）の概要>

ピラミスは、フィデリティが米国において運用サービスを提供するもののうち、米国内におけるミューチュアル・ファンド以外の、米国内機関投資家向けおよび海外の個人投資家、機関投資家向けに商品、サービスを提供することを目的として、2005年3月に設立されました。ピラミスはフィデリティの一組織として、グローバルに展開するリサーチ・ネットワークを活用した運用を行なっております。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額：金10億円（2010年8月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名：代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所：東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革：

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 投資顧問業の登録

同年6月10日 投資一任業務の認可取得

1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更

同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況：

（2010年8月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL

Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパ

ニー（FMR Co.）*は1946年にボストンで設立された歴史ある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資態度

ファンドは、主としてマザーファンド受益証券に投資します。

実質外貨建資産^{*}については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIワールド・インデックスの資産配分と同程度の比率で行ないます。ただし、市況動向、資金動向等により、委託会社が適切と判断した場合には、上記と異なる場合もあります。

有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

- * 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

ファンドのベンチマーク^{*1}

MSCIワールド・インデックス^{*2}（税引前配当金込/円ヘッジ指数）^{*3}をベンチマークとします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

- *1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

- *2 MSCIワールド・インデックスとは、MSCI Inc. が算出する、世界主要国の株式市場の動きを示す指数です。

MSCIワールド・インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc. に帰属しております。MSCI Inc. が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc. は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc. は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

- *3 MSCIワールド・インデックス（税引前配当金込/円ヘッジ指数）は、税引前配当金込の現地通貨ベース指数から為替ヘッジコスト相当分を差引いて委託会社が算出しています。

運用方針

ファンドの運用方針、国際分散投資の特徴等について、フィデリティの考え方は以下の通りです。

世界各国の株式市場に分散投資

世界を投資対象とすることにより、優良企業、成長企業への投資機会が増加し、また、国際分散投

資によるリスク低減効果も期待できます。

フィデリティの徹底的な調査に基づいた銘柄選択

フィデリティは米国、欧州、日本、アジア・パシフィックなど世界の主要拠点において精鋭アナリストによる徹底的な企業調査を運用の基本としています。この調査・分析に基づき長期的なスタンスでの優良企業を厳選して投資を行ないます。

地域別資産配分は原則ベンチマーク比率近くを維持

国別資産配分はボトム・アップの銘柄選択の積み上げによりますが、地域別資産配分は、原則としてベンチマークから大幅に乖離させません。

長期的なスタンスでの運用

組入銘柄の選択等、運用方針は長期的な見通しに基づいて決定されます。

長期的なスタンスでのご投資をおすすめします。

国際分散投資によるリスク低減効果

各国の株式市場の値動きはまちまちです。世界の複数の株式市場に投資をすることで、相対的に大きな値動きが打ち消しあい、一国の市場の値動きに比べて安定的な動きとなることが期待されます。これが国際分散投資のメリットといえます。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針です。

上記で示された考え方は、2010年10月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（2）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1 有価証券
- 2 デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」2. から6. に定めるものに限りま。）
- 3 金銭債権
- 4 約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1 デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
- 2 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限りま。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で

- 2．投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含むものとします（以下同じ。）。
- 3．投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 4．投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 5．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 7．投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 8．実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

（3）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2010年6月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・ パシ フィック	総計
ポートフォリオ・ マネージャー	株式	108	59	16	23	206
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	25	8	0	2	35
アナリスト	株式	206	96	33	46	381
	ハイ・イールド債券	24	0	0	0	24
	投資適格債券	66	20	0	7	93
トレーダー	株式	41	13	0	15	69
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		514	205	49	97	865
運用に関するコンプライアンス部門		48	10	4	12	74

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにおいています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

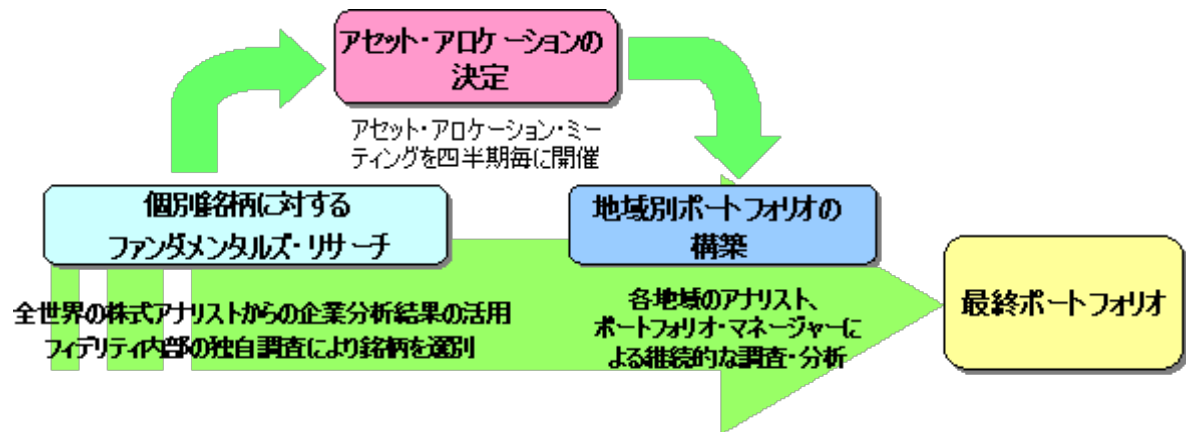
運用プロセス

個別企業分析に基づき、主として世界各国の高成長企業（市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業）を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される

株価水準で投資を行いません。また、ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ファンドが主として投資するマザーファンドの運用プロセスは以下の通りです。

(a) 個別銘柄選択とアセット・アロケーションに基づくポートフォリオ構築



(b) 企業調査から、ポートフォリオ構築まで
投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用のアイデアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行いません。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行いません。

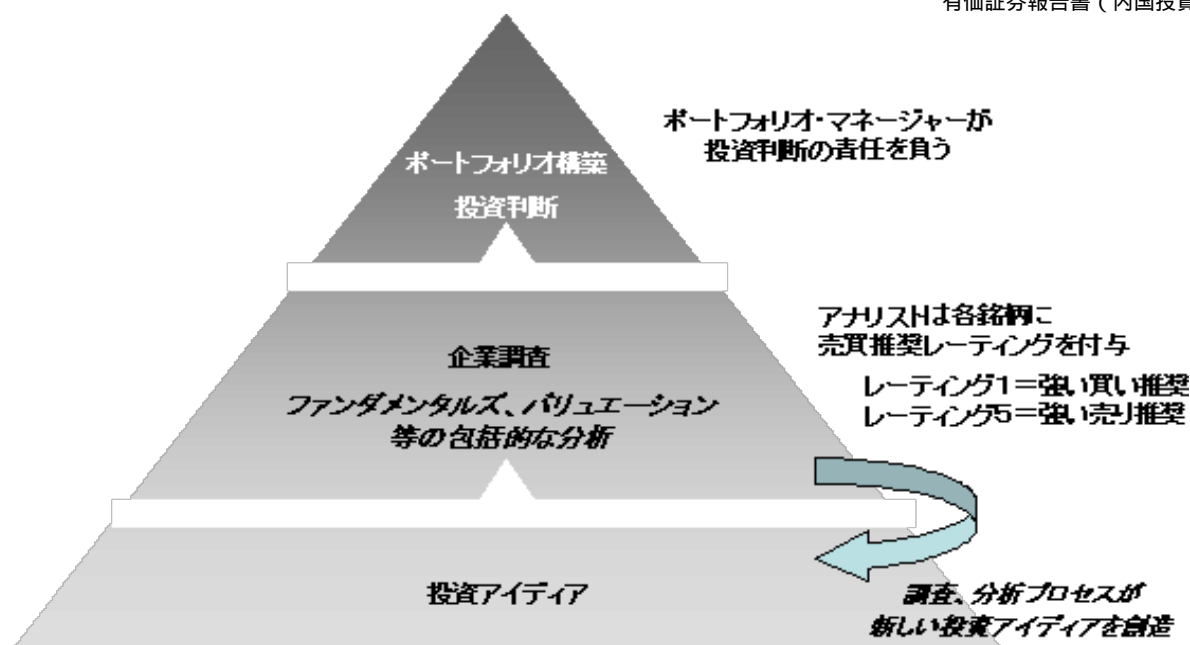
さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行いません。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行いません。

マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。



運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4) 【配分方針】

収益配分方針

年1回の毎決算時（原則7月31日、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。また、投資信託財産の長期的な成長を図ることを本旨として収益分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を

行ないます。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。
- (c) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (d) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (e) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (f) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (g) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (h) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (i) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- (j) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (k) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (l) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 投資対象とする金融商品」1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下

「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。(マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (n) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (o) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (p) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (q) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (r) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- * 上記(b)から(h)における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する(b)から(h)に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の株式を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を含む世界各国の株式市場から優良銘柄を厳選し、分散投資を行ないます。当ファンドのベンチマークは、MSCIワールド・インデックスとします。

銘柄選択にあたっては、独自の企業調査に基づき、長期的なスタンスでの成長性を重視します。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

有価証券等の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産

の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

< 価格変動リスク >

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

< 為替変動リスク >

為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際には当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

< エマージング市場に関わるリスク >

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

< 限定為替ヘッジに関するリスク >

限定為替ヘッジでは、部分的にオーバーヘッジやアンダーヘッジになることがあり、為替変動の影響を受ける場合があります。

その他の変動要因

< 信用リスク >

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。

< デリバティブ（派生商品）に関するリスク >

ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

< ベンチマークに関する留意点 >

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

< クーリング・オフ >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性 >

解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対して申込金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（申込金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*1}を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額^{*2}とします。

*1 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で換金する受益者との公平性に資するため、換金される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

*2 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.30%)

(3)【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.659%（税抜き 1.58%）以内の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円以下の部分	0.9765% (税抜き0.93%)	0.5775% (税抜き0.55%)	0.105% (税抜き0.10%)	1.659% (税抜き1.58%)
500億円超1,000億円以下の部分	0.8778% (税抜き0.836%)	0.5775% (税抜き0.55%)	0.105% (税抜き0.10%)	1.5603% (税抜き1.486%)
1,000億円超の部分	0.8211% (税抜き0.782%)	0.5775% (税抜き0.55%)	0.105% (税抜き0.10%)	1.5036% (税抜き1.432%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁するものとし、

税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6) ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（1）～（4）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、上記以外の受益者の課税の取扱いは下記の通りです。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については

下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

< 個人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

< 法人の受益者の場合 >

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%（所得税7%）、2012年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2010年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更になる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	2,653,784,395	97.27
小計		2,653,784,395	97.27
その他の資産			
預金・その他	日本	79,631,699	2.92
小計		79,631,699	2.92
負債	-	5,070,503	0.19
合計（純資産総額）		2,728,345,591	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引（売建）	日本	2,268,585,390	83.15

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	3,799,754,400	9.86
	アメリカ	16,812,918,070	43.62
	イギリス	4,566,606,107	11.85
	カナダ	2,004,213,760	5.20
	フランス	1,721,130,366	4.47
	スイス	1,592,850,380	4.13
	オーストラリア	1,487,672,016	3.86
	ドイツ	1,285,437,620	3.33
	オランダ	561,739,913	1.46

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
	イタリア	477,310,546	1.24
	スペイン	362,892,433	0.94
	デンマーク	301,446,952	0.78
	シンガポール	298,980,462	0.78
	ベルギー	284,021,818	0.74
	ジャージー	278,253,201	0.72
	スウェーデン	273,233,424	0.71
	バミューダ	268,426,903	0.70
	オランダ領アンチル	229,488,822	0.60
	香港	215,053,711	0.56
	ケイマン諸島	154,045,685	0.40
	ノルウェー	95,553,084	0.25
	中国	84,759,912	0.22
	アイルランド	83,836,863	0.22
	パプアニューギニア	58,683,528	0.15
	ジブラルタル	41,689,899	0.11
	バハマ	8,589,390	0.02
	ポルトガル	5,651,780	0.01
小計		37,354,241,045	96.91
投資信託受益証券	カナダ	110,675,852	0.29
小計		110,675,852	0.29
投資証券	アメリカ	190,632,427	0.49
小計		190,632,427	0.49
その他の資産			
預金・その他	-	1,177,884,053	3.06
小計		1,177,884,053	3.06
負債	-	288,891,409	0.75
合計(純資産総額)		38,544,541,968	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引(買建)	日本	23,660,743	0.06
為替予約取引(売建)	日本	23,683,164	0.06

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年8月31日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・グ ローバル・エクイ ティ・オープン・ マザーファンド	日本	2,538,777,763	1.1199	2,843,397,918	1.0453	2,653,784,395	97.27

種類別投資比率

(2010年8月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.27

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェア及び 機器	33,200.00	21,822.87 724,519,420	20,505.80 680,792,560	1.77
2	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 家庭用品・パーソ ナル用品	127,920.00	5,171.68 661,562,533	5,020.33 642,200,255	1.67
3	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	186,300.00	3,406.07 634,552,107	3,031.48 564,763,978	1.47
4	GOOGLE INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	12,550.00	41,768.98 524,200,819	38,279.47 480,407,303	1.25
5	HSBC HOLDINGS PLC (UK REG)	イギリス・ポンド イギリス	株式 銀行	550,854.00	844.64 465,276,076	832.88 458,793,902	1.19

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
6	NESTLE SA (REG)	スイス・フラン スイス	株式 食品・飲料・タバ コ	102,580.00	4,252.35 436,206,575	4,343.18 445,523,609	1.16
7	ROYAL DUTCH SHELL PLC CL A (NL)	ユーロ イギリス	株式 エネルギー	191,193.00	2,259.00 431,906,573	2,248.32 429,862,529	1.12
8	PFIZER INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	290,660.00	1,276.77 371,107,524	1,341.12 389,810,404	1.01
9	CVS CAREMARK CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・生活必需品 小売り	148,120.00	2,587.00 383,187,117	2,318.64 343,436,245	0.89
10	MERCK & CO INC NEW	アメリカ・ドル アメリカ	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	116,461.00	2,913.93 339,360,086	2,936.77 342,019,031	0.89
11	CUMMINS ENGINE	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	52,160.00	6,731.82 351,131,814	6,242.22 325,594,153	0.84
12	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	106,790.00	3,044.61 325,134,582	2,973.98 317,590,811	0.82
13	VODAFONE GROUP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 電気通信サービス	1,541,186.00	194.42 299,645,473	200.83 309,519,465	0.80
14	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	152,830.00	2,180.79 333,291,308	1,999.00 305,506,925	0.79
15	BANK OF AMERICA CORPORATION	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	274,780.00	1,187.22 326,224,971	1,041.78 286,260,088	0.74
16	DELL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェア及び 機器	270,730.00	1,119.57 303,102,377	1,016.41 275,173,004	0.71
17	BMC SOFTWARE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	82,820.00	3,009.39 249,238,341	3,085.59 255,548,928	0.66
18	CONAGRA FOODS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバ コ	140,440.00	1,949.16 273,740,980	1,814.66 254,850,513	0.66
19	DR PEPPER SNAPPLE GROUP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバ コ	77,890.00	3,165.73 246,578,787	3,128.72 243,696,000	0.63
20	CHEVRON CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	38,520.00	6,444.31 248,235,113	6,238.84 240,319,993	0.62

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
21	MCAFEE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	59,400.00	2,798.93 166,256,798	3,981.93 236,526,665	0.61
22	CATERPILLAR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	42,180.00	5,898.05 248,780,170	5,451.58 229,947,779	0.60
23	NEWFIELD EXPLORATION CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 エネルギー	56,070.00	4,520.57 253,468,786	4,096.93 229,714,977	0.60
24	SCHLUMBERGER LTD NY REG	アメリカ・ドル オランダ領アンチ ル	株式 エネルギー	50,100.00	5,044.84 252,746,964	4,580.62 229,488,821	0.60
25	MORGAN STANLEY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	108,990.00	2,282.27 248,745,086	2,065.80 225,151,629	0.58
26	AMAZON COM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 小売	21,280.00	9,968.77 212,135,604	10,467.68 222,752,281	0.58
27	KROGER CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・生活必需品 小売り	125,260.00	1,796.58 225,040,603	1,684.44 210,992,353	0.55
28	SANOFI-AVENTIS	ユーロ フランス	株式 医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	43,122.00	4,764.97 205,475,411	4,870.82 210,039,482	0.54
29	BP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 エネルギー	422,700.00	530.71 224,332,913	496.33 209,797,422	0.54
30	CME GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 各種金融	9,960.00	23,575.32 234,810,266	21,055.44 209,712,182	0.54

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.67
		食料品	0.29
		化学	1.09
		医薬品	0.46
		石油・石炭製品	0.17
		ゴム製品	0.07
		ガラス・土石製品	0.14
		非鉄金属	0.15
		金属製品	0.04
		機械	0.48
		電気機器	0.95
		輸送用機器	0.94

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
		その他製品	0.18
		陸運業	0.15
		海運業	0.11
		空運業	0.24
		情報・通信業	0.77
		卸売業	0.26
		小売業	0.48
		銀行業	0.92
		証券、商品先物取引業	0.14
		保険業	0.29
		その他金融業	0.37
		サービス業	0.49
	小計		9.86
	外国	エネルギー	9.83
		素材	6.36
		資本財	5.67
		商業・専門サービス	1.07
		運輸	1.37
		自動車・自動車部品	1.63
		耐久消費財・アパレル	1.17
		消費者サービス	1.03
		メディア	1.33
		小売	3.77
		食品・生活必需品小売り	3.60
		食品・飲料・タバコ	4.88
		家庭用品・パーソナル用品	2.41
		ヘルスケア機器・サービス	1.95
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.81
		銀行	6.54
		各種金融	7.32
		保険	3.06
		不動産	0.50
		ソフトウェア・サービス	5.53
	テクノロジー・ハードウェア及び機器	4.41	
	電気通信サービス	3.40	
	公益事業	2.93	
	半導体・半導体製造装置	0.47	
小計		87.05	
投資信託受益証券	外国	-	0.29
	小計		0.29
投資証券	外国	-	0.49
	小計		0.49
合計（対純資産総額比）			97.69

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2010年8月31日現在)

種類	通貨	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ノルウェー・クローネ	売建	665,000	9,477,332	8,917,650	0.33
	デンマーク・クローネ	売建	827,000	12,546,353	11,867,450	0.43
	スウェーデン・クローネ	売建	2,996,000	36,020,623	34,124,440	1.25
	オーストラリア・ドル	売建	1,278,000	100,310,220	96,322,860	3.53
	スイス・フラン	売建	1,171,000	97,451,366	96,677,760	3.54
	カナダ・ドル	売建	1,667,000	140,372,731	132,826,560	4.87
	イギリス・ポンド	売建	1,971,000	268,351,650	257,649,120	9.44
	ユーロ	売建	3,265,000	369,883,095	348,995,850	12.79
	アメリカ・ドル	売建	15,155,000	1,312,730,421	1,281,203,700	46.96

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

種類	通貨	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	買建	164,926	18,020,191	17,630,648	0.05
	オーストラリア・ドル	買建	79,911	6,084,204	6,030,095	0.02
	アメリカ・ドル	売建	70,961	6,084,204	5,999,761	0.02
	イギリス・ポンド	売建	135,256	18,020,191	17,683,403	0.05

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年8月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2002年7月31日)	279	279	0.7917	0.7917
2期	(2003年7月31日)	432	432	0.7622	0.7622
3期	(2004年8月2日)	659	659	0.8234	0.8234
4期	(2005年8月1日)	1,008	1,008	0.9489	0.9489
5期	(2006年7月31日)	1,260	1,260	1.0411	1.0411
6期	(2007年7月31日)	1,625	1,625	1.2024	1.2024
7期	(2008年7月31日)	2,073	2,073	1.0345	1.0345
8期	(2009年7月31日)	2,148	2,148	0.8175	0.8175
9期	(2010年8月2日)	2,832	2,832	0.8917	0.8917
	2009年8月末日	2,244	-	0.8475	-
	2009年9月末日	2,330	-	0.8737	-
	2009年10月末日	2,350	-	0.8686	-
	2009年11月末日	2,391	-	0.8728	-
	2009年12月末日	2,570	-	0.9159	-
	2010年1月末日	2,511	-	0.8795	-
	2010年2月末日	2,564	-	0.8928	-
	2010年3月末日	2,793	-	0.9567	-
	2010年4月末日	2,995	-	0.9723	-
	2010年5月末日	2,741	-	0.8948	-
	2010年6月末日	2,690	-	0.8552	-
	2010年7月末日	2,838	-	0.8931	-
	2010年8月末日	2,728	-	0.8565	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	20.8
第2期	3.7
第3期	8.0
第4期	15.2
第5期	9.7
第6期	15.5
第7期	14.0
第8期	21.0
第9期	9.1

（注）収益率とは、各計算期間末（又は当中間期末）の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	370,293,956	16,737,914	353,556,042
第2期	260,758,577	46,382,323	567,932,296
第3期	301,916,514	68,960,685	800,888,125
第4期	379,264,682	117,244,187	1,062,908,620
第5期	375,142,428	227,028,922	1,211,022,126
第6期	343,305,510	202,575,112	1,351,752,524
第7期	941,077,010	288,288,550	2,004,540,984
第8期	877,648,090	253,998,790	2,628,190,284
第9期	924,724,799	376,308,121	3,176,606,962

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(2010年8月31日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、表紙に記載のインターネットホームページにおいて閲覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、収益分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金 (1万口当たり/税込み)
2006年7月	0円
2007年7月	0円
2008年7月	0円
2009年7月	0円
2010年8月	0円
設定来累計	0円

基準価額	8,565円
純資産総額	27.3億円

主要な資産の状況 (マザーファンド)

資産別組入状況

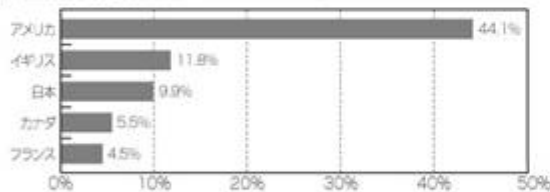
株式	96.9%
新株予約権証券 (ワラント)	—
投資信託・投資証券	0.8%
現金・その他	2.3%

組入上位10銘柄

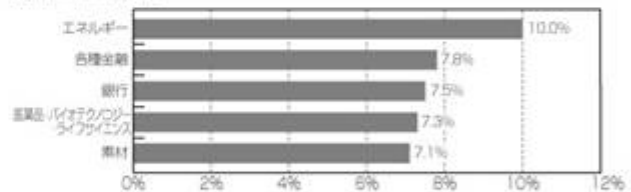
順位	銘柄	国*	業種	比率
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェア及び機器	1.8%
2	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	1.7%
3	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	各種金融	1.5%
4	GOOGLE INC CL A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.2%
5	HSBC HOLDINGS PLC (UK REG)	イギリス	銀行	1.2%
6	NESTLE SA (REG)	スイス	食品・飲料・タバコ	1.2%
7	ROYAL DUTCH SHELL PLC CL A IN	イギリス	エネルギー	1.1%
8	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.0%
9	CVS CAREMARK CORP	アメリカ	食品・生活必需品小売り	0.9%
10	MERCK & CO INC NEW	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.9%

(*発行体の国籍ベース)

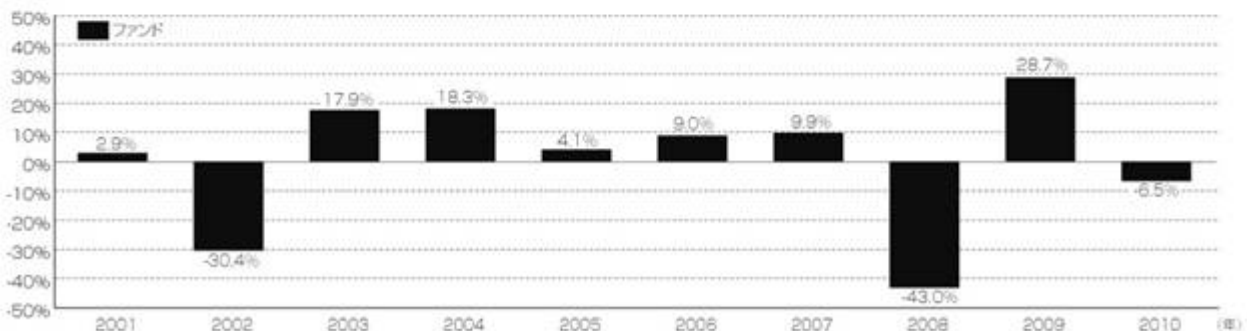
組入上位5ヵ国 (発行体の国籍ベース)



組入上位5業種



年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込み)を再投資したものとみなして算出しています。
 ※2001年は当初設定日(2001年11月22日)以降2001年末の実績、2010年は1月以降8月末の実績となります。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
 ※業種はMSCI/S&P GICS®に準じて表示しています。
 ※MSCI/S&P GICSとは、スタンダード・アンド・プアーズがMSCI Inc.と共同で作成した世界産業分類基準(Global Industry Classification Standard=GICS)です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みの単位は、1円以上1円単位とします。

取得申込者は、原則として、取得申込受付日の翌々営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

ご換金の際は、販売会社の所定の手続きに従ってお申込を行なってください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎたからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求単位は、1口単位とします。

一部解約による手取額^{*}は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。なお、基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

^{*} 上記手取額は、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合を記載しております。確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者（法人）の場合は、一部解約時の個別元本超過額に対して課税されます。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

また、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））、または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは「年グロA」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

計算期間は原則として毎年8月1日から翌年7月31日までとします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間は、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」による解約の日までとします。

（５）【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部解約により受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場

合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドの信託に関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。この変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等にかかる契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承認を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の

解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社が投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任または解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

ファンドは「自動けいぞく投資コース」専用であるため、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。再投資の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または投資信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第8期計算期間（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）については改正前の、第9期計算期間（平成21年8月1日から平成22年8月2日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年8月1日から平成21年7月31日まで）、および第9期計算期間（平成21年8月1日から平成22年8月2日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン A（限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間 平成21年7月31日現在	第9期計算期間 平成22年8月2日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,965,969	1,122,675
親投資信託受益証券	2,157,909,780	2,838,822,968
派生商品評価勘定	12,615,718	44,440
未収入金	1,038,229	53,863,788
流動資産合計	2,173,529,696	2,893,853,871
資産合計		
	2,173,529,696	2,893,853,871
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,591,368	4,268,253
未払金	15,959	30,895,097
未払解約金	301,553	2,236,216
未払受託者報酬	894,713	1,434,309
未払委託者報酬	13,242,285	21,228,435
その他未払費用	852,013	1,365,878
流動負債合計	24,897,891	61,428,188
負債合計		
	24,897,891	61,428,188
純資産の部		
元本等		
元本	2,628,190,284	3,176,606,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	479,558,479	344,181,279
（分配準備積立金）	233,769,235	205,559,515
元本等合計	2,148,631,805	2,832,425,683
純資産合計		
	2,148,631,805	2,832,425,683
負債純資産合計		
	2,173,529,696	2,893,853,871

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期計算期間 自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日	第 9 期計算期間 自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 8 月 2 日
営業収益		
受取利息	27,397	6,884
有価証券売買等損益	559,611,158	8,193,192
為替差損益	231,714,895	214,500,974
営業収益合計	327,868,866	222,701,050
営業費用		
受託者報酬	1,771,872	2,697,269
委託者報酬	26,225,020	39,920,945
その他費用	1,687,325	2,568,586
営業費用合計	29,684,217	45,186,800
営業利益又は営業損失（ ）	357,553,083	177,514,250
経常利益又は経常損失（ ）	357,553,083	177,514,250
当期純利益又は当期純損失（ ）	357,553,083	177,514,250
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	55,056,112	25,494,358
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	69,066,119	479,558,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	570,417	64,594,088
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	570,417	64,594,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	246,698,044	81,236,780
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	246,698,044	81,236,780
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	479,558,479	344,181,279

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期計算期間 自平成20年8月1日 至平成21年7月31日	第9期計算期間 自平成21年8月1日 至平成22年8月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日および翌日が休日のため、平成21年8月1日から平成22年8月2日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間 平成21年7月31日現在	第9期計算期間 平成22年8月2日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	2,004,540,984 円	2,628,190,284 円
期中追加設定元本額	877,648,090 円	924,724,799 円
期中一部解約元本額	253,998,790 円	376,308,121 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,628,190,284 口	3,176,606,962 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は479,558,479円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は344,181,279円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8175 円	0.8917 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期計算期間 自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日	第9期計算期間 自 平成21年8月1日 至 平成22年8月2日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.35%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（517,139,336円）及び分配準備積立金（233,769,235円）より分配対象収益は750,908,571円（1口当たり0.285713円）であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（6,462円）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（702,605,048円）及び分配準備積立金（205,553,053円）より分配対象収益は908,164,563円（1口当たり0.285891円）であります。分配は行っておりません。
-	3. その他費用の内訳 信託事務費用 2,568,586 円

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第9期計算期間 自 平成21年8月1日 至 平成22年8月2日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期計算期間
	平成22年8月2日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(有価証券に関する注記)

第8期計算期間（平成21年7月31日現在）

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,157,909,780	301,582,372
合計	2,157,909,780	301,582,372

第9期計算期間（平成22年8月2日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	43,128,767
合計	43,128,767

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第8期計算期間	
	自平成20年8月1日 至平成21年7月31日	
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第8期計算期間（平成21年7月31日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	1,004,119,297	-	995,934,180	8,185,117
イギリス・ポンド	203,953,972	-	203,078,960	875,012
オーストラリア・ドル	69,817,074	-	70,931,100	1,114,026
カナダ・ドル	94,073,991	-	99,632,100	5,558,109
スイス・フラン	71,340,414	-	70,719,250	621,164
スウェーデン・クローネ	22,845,146	-	23,710,200	865,054
デンマーク・クローネ	8,651,671	-	8,614,620	37,051
ノルウェー・クローネ	6,155,419	-	6,328,320	172,901
ユーロ	308,551,676	-	307,535,580	1,016,096
合計	1,789,508,660	-	1,786,484,310	3,024,350

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場

の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

第9期計算期間(平成22年8月2日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	1,382,200,796	-	1,382,341,200	140,404
イギリス・ポンド	275,641,613	-	276,656,800	1,015,187
オーストラリア・ドル	106,746,706	-	107,295,830	549,124
カナダ・ドル	141,409,609	-	141,843,060	433,451
スイス・フラン	97,494,912	-	97,985,250	490,338
スウェーデン・クローネ	37,890,842	-	38,019,260	128,418
デンマーク・クローネ	12,965,062	-	13,011,200	46,138
ノルウェー・クローネ	9,964,710	-	9,975,000	10,290
ユーロ	398,583,647	-	399,994,110	1,410,463
合計	2,462,897,897	-	2,467,121,710	4,223,813

(注1) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

- (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（注2）デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・グローバル・エクイ ティ・オープン・マザーファンド	2,533,306,236	2,838,822,968	-
	合計		2,533,306,236	2,838,822,968	

（注）親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	平成21年 7月31日現在	平成22年 8月 2日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,245,932,330	1,577,681,308
株式	40,347,313,578	40,212,725,229
投資信託受益証券	41,158,897	90,438,185
投資証券	185,199,519	223,807,421
派生商品評価勘定	43	1,772,730
未収入金	1,019,263,714	527,939,885
未収配当金	40,534,227	39,228,729
流動資産合計	42,879,402,308	42,673,593,487
資産合計	42,879,402,308	42,673,593,487
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	566	215,621
未払金	828,564,878	1,042,810,117
未払解約金	-	297,918,168
流動負債合計	828,565,444	1,340,943,906
負債合計	828,565,444	1,340,943,906
純資産の部		
元本等		
元本	37,827,461,889	36,884,112,401
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	4,223,374,975	4,448,537,180
元本等合計	42,050,836,864	41,332,649,581
純資産合計	42,050,836,864	41,332,649,581
負債純資産合計	42,879,402,308	42,673,593,487

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日	自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 8 月 2 日
1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式、投資証券 同左</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>
2 . デリバティブの評価 基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日	自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 8月 2日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成21年7月31日現在	平成22年8月2日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	36,836,440,277 円	37,827,461,889 円
期中追加設定元本額	11,453,309,906 円	6,389,457,357 円
期中一部解約元本額	10,462,288,294 円	7,332,806,845 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Aコース(限定為替ヘッジ)	836,911,502 円	862,602,257 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン Bコース(為替ヘッジなし)	1,338,628,066 円	1,323,258,856 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村SMA向け) Aコース(限定為替ヘッジ)	352,252,758 円	298,946,749 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ(野村SMA向け) Bコース(為替ヘッジなし)	1,069,002,360 円	868,456,999 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン A(限定為替ヘッジ)(確定拠出年金向け)	1,941,264,646 円	2,533,306,236 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン B(為替ヘッジなし)(確定拠出年金向け)	4,818,281,810 円	5,795,706,727 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン A(限定為替ヘッジ)VA(適格機関投資家専用)	3,711,290,070 円	3,771,594,368 円
フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン B(為替ヘッジなし)VA(適格機関投資家専用)	23,759,830,677 円	21,430,240,209 円
計	37,827,461,889 円	36,884,112,401 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	37,827,461,889 口	36,884,112,401 口
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.1116 円	1.1206 円

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 8 月 2 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

．金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年 8 月 2 日現在
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

（平成21年 7 月31日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	40,347,313,578	5,245,934,191
投資信託受益証券	41,158,897	5,628,752
投資証券	185,199,519	12,630,227
合 計	40,573,671,994	5,264,193,170

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年2月3日から平成21年7月31日まで)に対応するものとなっております。

(平成22年8月2日現在)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	77,331,421
投資信託受益証券	5,345,949
投資証券	16,063,608
合 計	55,921,864

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成22年2月2日から平成22年8月2日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項 目	自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6. 取引の時価等に関する事項 についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成21年7月31日現在)

種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 ユーロ 買建 スイス・フラン	588,835	-	588,792	43
	588,835	-	588,269	566
合 計	1,177,670	-	1,177,061	523

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(平成22年8月2日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	23,689,346	-	23,552,729	136,617
イギリス・ポンド	8,438,589	-	8,478,447	39,858
スイス・フラン	8,063,699	-	8,049,196	14,503
ユーロ	290,591,437	-	290,741,084	149,647
買建				
イギリス・ポンド	120,592,024	-	121,467,053	875,029
オーストラリア・ドル	23,689,346	-	23,919,065	229,719
スイス・フラン	30,112,491	-	30,247,806	135,315
スウェーデン・クローネ	129,566,835	-	129,914,320	347,485
デンマーク・クローネ	6,820,442	-	6,822,724	2,282
ノルウェー・クローネ	3,499,645	-	3,520,213	20,568
ユーロ	16,502,288	-	16,487,384	14,904
合計	661,566,142	-	663,200,021	1,557,109

(注1) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表
有価証券明細表
(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	大林組	154,000	373	57,442,000	-
	長谷工コーポレーション	380,500	72	27,396,000	-
	大和ハウス工業	221,000	850	187,850,000	-
	カカクコム	43	398,000	17,114,000	-
	不二製油	24,700	1,241	30,652,700	-
	ローソン	19,800	3,970	78,606,000	-
	日本たばこ産業	224	281,200	62,988,800	-
	マツモトキヨシホールディングス	44,700	1,944	86,896,800	-
	トリドール	120	154,100	18,492,000	-
	クラレ	115,500	1,087	125,548,500	-
	旭化成	97,000	452	43,844,000	-
	グリーン	8,300	7,130	59,179,000	-
	信越化学工業	14,700	4,290	63,063,000	-
	三井化学	343,000	249	85,407,000	-
	ダイセル化学工業	86,000	611	52,546,000	-
	アステラス製薬	23,600	2,931	69,171,600	-
	日医工	17,200	3,040	52,288,000	-
	オリエンタルランド	5,800	7,140	41,412,000	-
	サイバーエージェント	243	125,300	30,447,900	-
	楽天	1,346	66,500	89,509,000	-
	富士フイルムホールディングス	37,400	2,748	102,775,200	-
	小林製薬	4,100	3,675	15,067,500	-
	JXホールディングス	154,000	473	72,842,000	-
	住友ゴム工業	35,900	878	31,520,200	-
	旭硝子	17,000	883	15,011,000	-
	東海カーボン	63,000	462	29,106,000	-
	住友金属鉱山	20,000	1,147	22,940,000	-
	住友電気工業	63,700	1,011	64,400,700	-
	日本発条	42,000	790	33,180,000	-
	S M C	10,200	11,350	115,770,000	-
	住友重機械工業	231,000	466	107,646,000	-
	セガサミーホールディングス	23,300	1,335	31,105,500	-
	三菱電機	17,000	743	12,631,000	-
	日本電気	285,000	229	65,265,000	-
	富士通	140,000	607	84,980,000	-
	ソニー	41,200	2,762	113,794,400	-
	デンソー	32,900	2,463	81,032,700	-
	ローム	6,100	5,530	33,733,000	-
	新光電気工業	14,800	1,116	16,516,800	-
	トヨタ自動車	17,400	3,105	54,027,000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	本田技研工業	60,300	2,818	169,925,400	-
	エクセディ	27,000	2,550	68,850,000	-
	キャノン	13,100	3,790	49,649,000	-
	シチズンホールディングス	56,900	527	29,986,300	-
	任天堂	3,600	24,100	86,760,000	-
	三井物産	115,200	1,109	127,756,800	-
	ユニ・チャーム	3,100	10,060	31,186,000	-
	チヨダ	38,000	1,058	40,204,000	-
	丸井グループ	71,700	607	43,521,900	-
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	493,400	427	210,681,800	-
	中央三井トラスト・ホールディングス	487,000	309	150,483,000	-
	三井住友フィナンシャルグループ	2,900	2,665	7,728,500	-
	オリックス	15,400	6,840	105,336,000	-
	三菱UFJリース	7,810	2,996	23,398,760	-
	野村ホールディングス	34,300	488	16,738,400	-
	大阪証券取引所	42	440,500	18,501,000	-
	MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス	62,600	1,906	119,315,600	-
	T & Dホールディングス	24,000	1,882	45,168,000	-
	西日本旅客鉄道	99	318,000	31,482,000	-
	日本通運	122,000	330	40,260,000	-
	日立物流	12,100	1,231	14,895,100	-
	日本郵船	33,000	361	11,913,000	-
	全日本空輸	281,000	300	84,300,000	-
日本テレビ放送網	6,740	11,990	80,812,600	-	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	701	137,000	96,037,000	-	
小計	4,785,768		4,088,088,460		
香港・ドル	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	270,000	16.640	4,492,800.000	-
	HANG SENG BANK LTD	84,100	107.600	9,049,160.000	-
	LI & FUNG LTD	202,000	35.600	7,191,200.000	-
	BYD COMPANY LTD H SHARES	171,000	53.450	9,139,950.000	-
	TENCENT HOLDINGS LTD	60,600	149.700	9,071,820.000	-
	UNITED LAB INT HLDGS	202,000	12.020	2,428,040.000	-
小計	989,700		41,372,970.000 (461,722,345)		
アメリカ・ドル	ACE LTD	34,880	53.080	1,851,430.400	-
	ADVANCED MICRO DEVICES	798,540	7.490	5,981,064.600	-
	AEGON NV ADR	284,600	6.010	1,710,446.000	-
	ALBEMARLE CORP	14,110	43.620	615,478.200	-
	ALLERGAN INC	20,650	61.060	1,260,889.000	-
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	100,040	35.980	3,599,439.200	-
	AVON PRODUCTS INC	78,980	31.130	2,458,647.400	-
	BEST BUY COMPANY INC	36,250	34.660	1,256,425.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	135,880	5.600	760,928.000	-
	CMS ENERGY CORP	55,050	15.920	876,396.000	-
	CSX CORP	33,080	52.720	1,743,977.600	-
	CVS CAREMARK CORP	139,710	30.690	4,287,699.900	-
	CARDINAL HEALTH INC	33,360	32.270	1,076,527.200	-
	CATERPILLAR INC	43,730	69.750	3,050,167.500	-
	CONAGRA FOODS INC	108,350	23.480	2,544,058.000	-
	CUMMINS ENGINE	53,430	79.610	4,253,562.300	-
	DEERE & CO	32,500	66.680	2,167,100.000	-
	DELL INC	489,230	13.240	6,477,405.200	-
	DOW CHEMICAL CO	37,080	27.330	1,013,396.400	-
	EXPRESS SCRIPTS INC	33,660	45.180	1,520,758.800	-
	MACY'S INC	75,140	18.650	1,401,361.000	-
	GENERAL ELECTRIC CO	77,800	16.120	1,254,136.000	-
	GENZYME CORP-GENERAL	37,930	69.560	2,638,410.800	-
	GILEAD SCIENCES INC.	41,000	33.320	1,366,120.000	-
	HALLIBURTON CO	60,190	29.880	1,798,477.200	-
	HOLOGIC INC	15,880	14.140	224,543.200	-
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTL	15,100	56.320	850,432.000	-
	INTERNATIONAL GAME TECHNOLOGY	103,870	15.240	1,582,978.800	-
	JOHNSON & JOHNSON	14,770	58.090	857,989.300	-
	KROGER CO	114,540	21.180	2,425,957.200	-
	LINCOLN NATIONAL CORP	64,860	26.040	1,688,954.400	-
	LOWE'S COMPANIES	104,270	20.740	2,162,559.800	-
	MICROSOFT CORP	133,430	25.810	3,443,828.300	-
	NEWFIELD EXPLORATION CO	56,070	53.460	2,997,502.200	-
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	13,660	77.930	1,064,523.800	-
	PG&E CORP	46,150	44.400	2,049,060.000	-
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	32,660	59.390	1,939,677.400	-
	PARTNERRE LTD	13,300	72.370	962,521.000	-
	J.C. PENNEY CO INC	70,260	24.630	1,730,503.800	-
	PFIZER INC	273,260	15.000	4,098,900.000	-
	PRAXAIR INC	16,880	86.820	1,465,521.600	-
	PRIDE INTERNATIONAL	22,160	23.790	527,186.400	-
	PROCTER & GAMBLE CO	127,920	61.160	7,823,587.200	-
	ROCKWELL INTL CORP	19,630	54.150	1,062,964.500	-
	SCHLUMBERGER LTD NY REG	50,100	59.660	2,988,966.000	-
	SCHWAB (CHARLES) CORP	103,020	14.790	1,523,665.800	-
	SOUTHWESTERN ENERGY CO	54,450	36.450	1,984,702.500	-
	STAPLES INC	85,310	20.330	1,734,352.300	-
	STARBUCKS CORP	48,020	24.850	1,193,297.000	-
	TEREX CORP	89,890	19.740	1,774,428.600	-
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	35,470	44.860	1,591,184.200	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	TIFFANY & CO	32,780	42.070	1,379,054.600	-
	UNION PACIFIC CORP	22,720	74.670	1,696,502.400	-
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	23,410	71.100	1,664,451.000	-
	WAL MART STORES INC	51,940	51.190	2,658,808.600	-
	WESTERN DIGITAL CORP	202,160	26.390	5,335,002.400	-
	AMAZON COM INC	23,010	117.890	2,712,648.900	-
	EMULEX CORP	155,680	8.700	1,354,416.000	-
	MORGAN STANLEY	108,990	26.990	2,941,640.100	-
	QWEST COMMUNICATIONS INTL	339,270	5.660	1,920,268.200	-
	YUM BRANDS INC	32,330	41.300	1,335,229.000	-
	MCAFEE INC	191,650	33.100	6,343,615.000	-
	SAKS INC	138,050	8.210	1,133,390.500	-
	BANK OF AMERICA CORPORATION	274,780	14.040	3,857,911.200	-
	CITIGROUP INC	233,740	4.100	958,334.000	-
	WELLS FARGO COMPANY	12,900	27.730	357,717.000	-
	BIOGEN IDEC INC	26,640	55.880	1,488,643.200	-
	BLUE COAT SYSTEMS INC	157,350	21.900	3,445,965.000	-
	EXXON MOBIL CORP	30,900	59.680	1,844,112.000	-
	AMERICAN TOWER CORP CL A	24,800	46.240	1,146,752.000	-
	TRANSOCEAN LTD	30,380	46.210	1,403,859.800	-
	KING PHARMACEUTICALS INC	169,960	8.760	1,488,849.600	-
	DEVON ENERGY CORPORATION	12,570	62.490	785,499.300	-
	FORD MOTOR CO	199,160	12.770	2,543,273.200	-
	COACH INC	38,870	36.970	1,437,023.900	-
	MONSANTO CO	15,650	57.840	905,196.000	-
	JPMORGAN CHASE & CO	186,300	40.280	7,504,164.000	-
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	287,470	10.250	2,946,567.500	-
	PEABODY ENERGY CORP	19,420	45.150	876,813.000	-
	CHEVRON CORP	38,520	76.210	2,935,609.200	-
	AETNA INC	47,190	27.850	1,314,241.500	-
	ALCON INC	2,980	155.080	462,138.400	-
	UNITED STATES STEEL CORP	25,430	44.330	1,127,311.900	-
	JOY GLOBAL INC	30,160	59.370	1,790,599.200	-
	SEAGATE TECHNOLOGY	431,600	12.550	5,416,580.000	-
	NII HOLDINGS INC	65,300	37.460	2,446,138.000	-
	BUCYRUS INTERNATIONAL INC	28,540	62.220	1,775,758.800	-
	GOOGLE INC CL A	6,870	484.850	3,330,919.500	-
	FOREST OIL CORP	89,740	28.590	2,565,666.600	-
	CB RICHARD ELLIS GROUP INC A	53,840	17.000	915,280.000	-
	NEWS CORP INC CL A	161,490	13.050	2,107,444.500	-
	MOLSON COORS BREWING CO B	34,950	45.010	1,573,099.500	-
	ALPHA NAT RES INC	16,510	38.330	632,828.300	-
	FOCUS MEDIA HOLDINS LTD ADS	37,400	18.130	678,062.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	BAIDU INC ADR	4,300	81.410	350,063.000	-
	AT&T INC	52,827	25.940	1,370,332.380	-
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	126,040	15.740	1,983,869.600	-
	DELTA AIR LINES INC	126,290	11.880	1,500,325.200	-
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	88,571	25.070	2,220,474.970	-
	CME GROUP INC	9,960	278.800	2,776,848.000	-
	INVESCO LTD	65,100	19.540	1,272,054.000	-
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP	65,340	37.550	2,453,517.000	-
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	35,540	56.570	2,010,497.800	-
	RRI ENERGY INC	154,220	3.950	609,169.000	-
	MERCK & CO INC NEW	116,461	34.460	4,013,246.060	-
	AMERICAN WATER WRKS COMPANY	51,600	21.380	1,103,208.000	-
	CNH GLOBAL NV	37,800	30.780	1,163,484.000	-
	EXCO RESOURCES INC	37,340	14.510	541,803.400	-
	ENSCO INTL PLC ADR	6,500	41.810	271,765.000	-
	INCYTE CORP	9,200	13.020	119,784.000	-
	INTERACTIVE BROKERS GROUP INC	59,020	16.550	976,781.000	-
アメリカ・ドル	小計	9,739,609		225,988,696.210 (19,586,440,301)	
イギリス・ポンド	AMEC PLC	96,166	8.730	839,529.180	-
	BARCLAYS PLC ORD	480,088	3.328	1,597,732.860	-
	HAYS PLC	338,170	0.903	305,367.510	-
	PEARSON PLC	77,330	9.895	765,180.350	-
	PRUDENTIAL CORP	119,653	5.545	663,475.880	-
	RIO TINTO PLC	48,452	33.045	1,601,096.340	-
	STANDARD CHARTERED PLC	63,593	18.420	1,171,383.060	-
	TESCO PLC	374,041	3.906	1,461,004.140	-
	WOLSELEY PLC	61,193	14.380	879,955.340	-
	CENTRICA PLC	406,198	3.039	1,234,435.720	-
	CAPITA GROUP PLC	77,000	7.190	553,630.000	-
	SERCO GROUP PLC	125,188	5.535	692,915.580	-
	BRITISH AMERICAN TABACCO ORD	71,600	21.940	1,570,904.000	-
	BP PLC	422,700	4.059	1,715,739.300	-
	ANGLO AMERICAN PLC	38,299	25.245	966,858.250	-
	HSBC HOLDINGS PLC (UK REG)	550,854	6.460	3,558,516.840	-
	ICAP PLC	118,900	4.010	476,789.000	-
	BG GROUP PLC	152,164	10.215	1,554,355.260	-
	VODAFONE GROUP PLC	1,541,186	1.487	2,291,743.580	-
	INTERNATIONAL POWER PLC	271,611	3.580	972,367.380	-
	GLAXOSMITHKLINE PLC	64,327	11.110	714,672.970	-
	BHP BILLITON PLC	77,378	19.515	1,510,031.670	-
	INTERTEK GROUP PLC	36,700	15.770	578,759.000	-
	SABMILLER PLC (UK)	44,100	19.340	852,894.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリス・ポンド	VEDANTA RESOURCES PLC	20,700	24.410	505,287.000	-
	PARTYGAMING PLC	122,400	3.000	367,200.000	-
	INTERCONTINENTAL HOTELS GP PLC	62,065	11.030	684,576.950	-
	EXPERIAN PLC	117,400	6.275	736,685.000	-
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	22,544	31.250	704,500.000	-
	SHIRE PLC	61,254	14.550	891,245.700	-
	WPP PLC	83,244	6.775	563,978.100	-
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,454,800	0.692	1,006,721.600	-
	NEW CARPHONE WAREHOUSE PLC W/I	137,133	2.300	315,405.900	-
小計	7,738,431		34,304,937.460 (4,673,018,581)		
オーストラリア・ドル	BHP BILLITON LTD	69,386	40.120	2,783,766.320	-
	RIO TINTO LTD	15,773	70.610	1,113,731.530	-
	CSL LIMITED	31,073	33.140	1,029,759.220	-
	COCA-COLA AMATIL LTD	116,564	11.470	1,336,989.080	-
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	43,513	52.560	2,287,043.280	-
	FOSTER'S GROUP LTD	161,543	5.760	930,487.680	-
	HARVEY NORMAN HLDGS	116,757	3.500	408,649.500	-
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	69,811	25.130	1,754,350.430	-
	OIL SEARCH LTD	131,347	5.840	767,066.480	-
	QBE INSURANCE GROUP LTD	36,826	16.700	614,994.200	-
	WESFARMERS LTD	44,615	31.090	1,387,080.350	-
	WOOLWORTHS LTD (AUSTRALIA)	48,248	25.790	1,244,315.920	-
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	73,924	14.140	1,045,285.360	-
	COMPUTERSHARE LTD	100,302	10.110	1,014,053.220	-
	JAMES HARDIE INDUSTRIES SE	94,288	6.510	613,814.880	-
	METCASH LTD	78,114	4.450	347,607.300	-
	AMP LIMITED	230,137	5.300	1,219,726.100	-
MACQUARIE GROUP LTD	32,400	37.200	1,205,280.000	-	
CROWN LTD	11,831	7.960	94,174.760	-	
小計	1,506,452		21,198,175.610 (1,671,900,110)		
カナダ・ドル	BANK OF MONTREAL	7,460	62.870	469,010.200	-
	BARRICK GOLD INC	7,100	42.260	300,046.000	-
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	8,200	70.600	578,920.000	-
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	27,200	35.400	962,880.000	-
	LOBLAW COMPANIES LTD	8,900	43.650	388,485.000	-
	MAGNA INTERNATIONAL INC CL A	7,400	76.530	566,322.000	-
	ROGERS COMM INC CL B NON VTG	20,100	35.750	718,575.000	-
	ROYAL BANK OF CANADA	14,260	53.720	766,047.200	-
	TECK RESOURCES LTD SUB VTG CLB	15,300	36.190	553,707.000	-
	TORONTO-DOMINION BANK	33,500	73.160	2,450,860.000	-
	CANADIAN NATL RAILWAY CO ORD	15,520	64.670	1,003,678.400	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	4,100	107.610	441,201.000	-
	BANK OF NOVA SCOTIA	21,020	51.590	1,084,421.800	-
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	26,200	15.500	406,100.000	-
	CGI GROUPE INC CL A	28,700	14.700	421,890.000	-
	ENBRIDGE INC	16,100	50.040	805,644.000	-
	QUEBECOR INC -CL B	3,900	34.900	136,110.000	-
	BIOVAIL CORPORATION	20,000	22.450	449,000.000	-
	RESEARCH IN MOTION LTD	5,800	59.137	342,994.600	-
	MANULIFE FINANCIAL CORP	11,500	16.340	187,910.000	-
	GOLDCORP INC	28,000	40.300	1,128,400.000	-
	ALIMENTATION COUCHE-TARD-B	20,000	21.430	428,600.000	-
	INDUSTRIAL-ALLIANCE INSURANCE & FINANCIA	14,800	32.630	482,924.000	-
	IAMGOLD CORP	18,700	16.210	303,127.000	-
	SHOPPERS DRUG MART CORP	3,000	35.070	105,210.000	-
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	15,900	31.630	502,917.000	-
	NIKO RES LTD	3,500	110.880	388,080.000	-
	MACDONALD DETTWILER & ASSOC	2,800	48.000	134,400.000	-
	DUNDEE WEALTH MANAGEMENT INC	23,700	13.850	328,245.000	-
	SINO-FOREST CORP CL A SUB VTG	8,600	15.830	136,138.000	-
	CREW ENERGY INC	4,400	16.500	72,600.000	-
	ELDORADO GOLD CORPORATION	27,500	16.700	459,250.000	-
	SXC HEALTH SOLUTIONS CORP	1,200	70.440	84,528.000	-
	SILVER WHEATON CORP	24,500	19.390	475,055.000	-
	RED BACK MINING INC	16,600	26.020	431,932.000	-
	IVANHOE MINES LTD	9,500	18.140	172,330.000	-
	DETOUR GOLD CORP	13,700	23.960	328,252.000	-
	PACIFIC RUBIALES ENERGY CORP	13,500	24.660	332,910.000	-
	INTACT FINL CORP	8,500	46.840	398,140.000	-
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	11,500	37.890	435,735.000	-
	SUNCOR ENERGY INC	43,180	33.890	1,463,370.200	-
	CENOVUS ENERGY INC	42,200	28.950	1,221,690.000	-
	OSISKO MINING CORP	31,900	13.000	414,700.000	-
	GRAN TIERRA ENERGY (CANA)	14,100	5.770	81,357.000	-
	PETROMINERALES LTD	6,700	29.120	195,104.000	-
	TIM HORTONS INC (CANA)	15,900	35.080	557,772.000	-
	LEGACY OIL PLUS GAS INC	19,100	11.530	220,223.000	-
	BANKERS PETROLEUM LTD	22,300	7.510	167,473.000	-
	BLACKPEARL RESOURCE INC	19,900	3.130	62,287.000	-
	DOLLARAMA INC	4,000	25.660	102,640.000	-
カナダ・ドル	小計	791,440		24,649,191.400 (2,080,391,754)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポール・ドル	KEPPEL CORP LTD (SG)	113,000	9.340	1,055,420.000	-
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	126,000	7.660	965,160.000	-
	CAPITALAND LTD	198,500	3.960	786,060.000	-
	NOBLE GROUP LTD	304,454	1.650	502,349.100	-
シンガポール・ドル	小計	741,954		3,308,989.100 (211,642,943)	
スイス・フラン	CREDIT SUISSE GRP (REG)	40,535	47.440	1,922,980.400	-
	NESTLE SA (REG)	112,477	51.500	5,792,565.500	-
	ROCHE HLDGS GENUSSSCHEIN	9,172	135.500	1,242,806.000	-
	SCHINDLER HOLDING AG PART CERT	10,348	93.400	966,503.200	-
	UBS AG-REGISTERED	127,110	17.800	2,262,558.000	-
	ADECCO SA-REG	11,728	53.100	622,756.800	-
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	9,361	243.200	2,276,595.200	-
スイス・フラン	小計	320,731		15,086,765.100 (1,255,973,195)	
スウェーデン・クローネ	ERICSSON(LM)TELE CO CL B	132,596	79.700	10,567,901.200	-
	HENNES&MAURITZ AB B SHS	37,080	227.400	8,431,992.000	-
	SWEDISH MATCH AB	32,400	170.500	5,524,200.000	-
スウェーデン・クローネ	小計	202,076		24,524,093.200 (295,270,081)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK AS CL B	24,818	489.100	12,138,483.800	-
	DE SAMMENSLUT VOGN	43,000	102.000	4,386,000.000	-
デンマーク・クローネ	小計	67,818		16,524,483.800 (251,337,398)	
ノルウェー・クローネ	SCHIBSTED AS B	25,400	136.000	3,454,400.000	-
	AKER SOLUTIONS ASA	62,300	78.750	4,906,125.000	-
ノルウェー・クローネ	小計	87,700		8,360,525.000 (119,471,902)	
ユーロ	DAIMLER AG	27,648	41.375	1,143,936.000	-
	SEB SA	8,900	57.220	509,258.000	-
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	181,638	2.523	458,272.670	-
	AGEAS (BELG)	207,000	2.113	437,391.000	-
	UMICORE SA	21,152	25.880	547,413.760	-
	DEUTSCHE POSTBANK AG	15,000	24.470	367,050.000	-
	ROYAL DUTCH SHELL PLC CL A (NL)	191,193	21.130	4,039,908.090	-
	ANHEUSER BUSCH INBEV NV	45,223	40.635	1,837,636.600	-
	DANONE NEW	26,300	43.040	1,131,952.000	-
	AMADEUS IT HOLDING SA	38,800	13.500	523,800.000	-
	CRH PLC (IR)	42,304	16.030	678,133.120	-
	GDF SUEZ	46,600	25.490	1,187,834.000	-
	CHRISTIAN DIOR	6,400	83.160	532,224.000	-
	LVMH	12,563	93.620	1,176,148.060	-
INTESA SANPAOLO SPA-RNC	655,500	1.995	1,307,722.500	-	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CAP GEMINI SA	18,400	36.520	671,968.000	-
	FRESENIUS SE	25,200	53.500	1,348,200.000	-
	GEA GROUP AG	42,360	17.365	735,581.400	-
	MICHELIN CL-B (REGD)	20,645	58.460	1,206,906.700	-
	TOD'S SPA	6,375	58.450	372,618.750	-
	SAIPEM	38,293	27.600	1,056,886.800	-
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	17,985	88.500	1,591,672.500	-
	SAP AG	40,131	35.040	1,406,190.240	-
	BASF AG	32,939	44.810	1,475,996.590	-
	HEIDELBERGCEMENT AG	17,402	38.645	672,500.290	-
	FRESENIUS MEDICAL CARE	19,100	42.105	804,205.500	-
	AHOLD NV, KONINKLIJKE	103,534	9.850	1,019,809.900	-
	PPR SA	9,700	102.650	995,705.000	-
	SANOFI-AVENTIS	43,122	44.570	1,921,947.540	-
	BANCO SANTANDER CENTRAL HISPANO	208,349	9.969	2,077,031.180	-
	SIEMENS AG	25,209	74.790	1,885,381.110	-
	TELEFONICA SA	59,376	17.420	1,034,329.920	-
	LINDE AG	14,540	89.950	1,307,873.000	-
	BMW AG (BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG)	17,336	41.310	716,150.160	-
	EULER HERMES SA	5,195	60.850	316,115.750	-
	KONINKLIJKE KPN NV	92,407	10.680	986,906.760	-
	SOCIETE GENERALE-A	33,249	44.235	1,470,769.510	-
	DEUTSCHE BOERSE AG	11,369	53.720	610,742.680	-
	APRIL GROUP	18,300	19.900	364,170.000	-
	AXA SA	88,232	14.145	1,248,041.640	-
	ENI SPA	116,100	15.690	1,821,609.000	-
	ING GROEP NV CVA (NLG1)	181,610	7.380	1,340,281.800	-
	BNP PARIBAS	35,246	52.710	1,857,816.660	-
	ILIAD GROUP SA	7,301	67.550	493,182.550	-
ユーロ	小計	2,875,226		48,689,270.730 (5,517,468,159)	
合計		29,846,905		40,212,725,229 (36,124,636,769)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
カナダ・ドル	BAYTEX ENERGY TRUST	8,500.000	276,250.000	-
	CINEPLEX GALAXY INCOME FD	16,600.000	336,482.000	-
	KEYERA FACILITIES INCOME FD	15,992.000	458,810.480	-
カナダ・ドル 小計		41,092.000	1,071,542.480 (90,438,185)	
投資信託受益証券 合計			90,438,185 (90,438,185)	
投資証券				
アメリカ・ドル	MACERICH CO/THE	29,040.000	1,203,708.000	-
	PUBLIC STORAGE INC	14,050.000	1,378,586.000	-
アメリカ・ドル 小計		43,090.000	2,582,294.000 (223,807,421)	
投資証券 合計			223,807,421 (223,807,421)	
合計			314,245,606 (314,245,606)	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額 に対する 比率
香港・ドル	株式 6 銘柄	100.00%	-	-	1.27%
アメリカ・ドル	株式 111 銘柄	98.87%	-	-	54.37%
	投資証券 2 銘柄	-	-	1.13%	
イギリス・ポンド	株式 33 銘柄	100.00%	-	-	12.82%
オーストラリア・ドル	株式 19 銘柄	100.00%	-	-	4.59%
カナダ・ドル	株式 50 銘柄	95.83%	-	-	5.96%
	投資信託受益証券 3 銘柄	-	4.17%	-	
シンガポール・ドル	株式 4 銘柄	100.00%	-	-	0.58%
スイス・フラン	株式 7 銘柄	100.00%	-	-	3.45%
スウェーデン・クローネ	株式 3 銘柄	100.00%	-	-	0.81%
デンマーク・クローネ	株式 2 銘柄	100.00%	-	-	0.69%
ノルウェー・クローネ	株式 2 銘柄	100.00%	-	-	0.33%
ユーロ	株式 44 銘柄	100.00%	-	-	15.14%

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2010年8月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	2,733,416,094	円
負債総額	5,070,503	円
純資産総額(-)	2,728,345,591	円
発行済数量	3,185,294,886	口
1単位当たり純資産額(/)	0.8565	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープン・マザーファンド

(2010年8月31日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	38,833,433,377	円
負債総額	288,891,409	円
純資産総額(-)	38,544,541,968	円
発行済数量	36,875,323,097	口
1単位当たり純資産額(/)	1.0453	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、

一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

（2010年8月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について

適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2010年8月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託127本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,149,648,340,448円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規則に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	457,408	872,753
前払費用	196,449	141,517
未収委託者報酬	3,351,037	4,090,233
未収収益	662,964	787,091
未収入金	*1 894,622	673,820
立替金	222,426	220,192
繰延税金資産	935,773	1,283,769
短期貸付金	*1 9,270,000	8,420,000
未収還付法人税等	197,489	-
未収還付消費税等	228,772	-
流動資産合計	16,416,944	16,489,378
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	3,471	4,527
長期差入保証金	874,052	645,332
会員預託金	26,430	1,230
繰延税金資産	1,922,556	-
投資その他の資産合計	2,826,510	651,089
固定資産合計	2,833,998	658,576
資産合計	19,250,942	17,147,955

	第23期 (平成21年3月31日)	第24期 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	33,911	14,864
未払金	*1	
未払手数料	1,415,082	1,760,269
その他未払金	502,939	706,803
未払費用	1,210,915	1,256,306
未払法人税等	-	14,171
未払消費税等	-	43,012
賞与引当金	1,626,866	2,332,442
流動負債合計	4,789,715	6,127,869
固定負債		
長期賞与引当金	1,135,406	406,643
退職給付引当金	3,581,242	4,062,501
固定負債合計	4,716,648	4,469,144
負債合計	9,506,364	10,597,014
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,744,868	5,550,487
利益剰余金合計	8,744,868	5,550,487
株主資本合計	9,744,868	6,550,487
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	289	453
評価・換算差額等合計	289	453
純資産合計	9,744,578	6,550,941
負債純資産合計	19,250,942	17,147,955

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期	第24期
	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業収益		
委託者報酬	20,065,182	18,822,873
その他営業収益	6,472,679	4,395,223
営業収益計	26,537,861	23,218,096
営業費用		
支払手数料	8,760,856	8,357,908
広告宣伝費	414,173	744,550
公告料	864	780
受益証券発行費	1,837	526
調査費		
調査費	666,611	461,807
委託調査費	2,667,561	2,267,889
営業雑経費		
通信費	45,146	31,491
印刷費	181,167	107,855
協会費	27,746	21,625
諸会費	2,569	5,639
営業費用計	12,768,533	12,000,072
一般管理費		
給料		
役員報酬	424,304	353,613
給料・手当	3,705,312	3,247,899
賞与	801,174	3,009,997
福利厚生費	1,099,112	1,131,276
交際費	23,400	82,041
旅費交通費	186,651	152,312
租税公課	58,534	35,805
弁護士報酬	41,810	4,064
不動産賃借料・共益費	654,698	557,066
支払ロイヤリティ	345,440	58,245
退職給付費用	209,286	763,484
消耗器具備品費	67,201	65,723
事務委託費	4,076,521	3,037,657
諸経費	440,388	293,108
一般管理費計	12,133,838	12,792,296
営業利益（ 営業損失）	1,635,490	1,574,275
営業外収益	*1	
受取利息	136,208	84,143
保険配当金	12,678	13,381
為替差益	5,421	-
雑益	1,290	14,107
営業外収益計	155,599	111,633

	第23期	第24期
	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
営業外費用		
寄付金	5,315	-
為替差損	-	33,219
雑損	94,376	-
営業外費用計	99,691	33,219
経常利益(経常損失)	1,691,397	1,495,861
特別利益		
投資有価証券売却益	4	-
退職給付引当金戻入益	383,190	-
賞与引当金戻入益	418,216	-
特別利益計	801,411	-
特別損失		
特別退職金	570,633	22,027
事務過誤損失	4,155	1,571
投資有価証券売却損	-	98,200
特別損失計	574,789	121,798
税引前当期純利益		
(税引前当期純損失)	1,918,019	1,617,660
法人税、住民税及び事業税	43,925	2,471
法人税等調整額	1,249,147	1,574,249
法人税等合計	1,293,072	1,576,720
当期純利益(当期純損失)	624,946	3,194,381

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期		第24期	
	自 平成20年4月 1日	至 平成21年3月31日	自 平成21年4月 1日	至 平成22年3月31日
株主資本				
資本金				
前期末残高	1,000,000		1,000,000	
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高	1,000,000		1,000,000	
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	8,119,921		8,744,868	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
当期変動額合計	624,946		3,194,381	
当期末残高	8,744,868		5,550,487	
株主資本合計				
前期末残高	9,119,921		9,744,868	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
当期変動額合計	624,946		3,194,381	
当期末残高	9,744,868		6,550,487	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金				
前期末残高	3		289	
当期変動額				
株主資本以外の項目の当				
期変動額(純額)	286		743	
当期変動額合計	286		743	
当期末残高	289		453	
純資産合計				
前期末残高	9,119,918		9,744,578	
当期変動額				
純利益(純損失)	624,946		3,194,381	
株主資本以外の項目の当				
期変動額(純額)	286		743	
当期変動額合計	624,660		3,193,640	
当期末残高	9,744,578		6,550,941	

重要な会計方針

項目	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）
*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 660,620千円 短期貸付金 9,270,000千円 未払金 79,371千円	*1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 361,536千円 短期貸付金 8,420,000千円 未払金 282,829千円

（損益計算書関係）

第23期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第24期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

（リース取引関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度により、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）. 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）. 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）. 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	872,753	872,753	-
(2)未収委託者報酬	4,090,233	4,090,233	-
(3)短期貸付金	8,420,000	8,420,000	-
資産計	13,382,986	13,382,986	-
(4)未払手数料	1,760,269	1,760,269	-
負債計	1,760,269	1,760,269	-

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）～（3）現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

第24期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	2,000	2,765	765
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	3,761	4,527	765
合計	3,761	4,527	765

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
1,901,800	-	98,200

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第23期 （平成21年3月31日現在）	第24期 （平成22年3月31日現在）																																				
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">29,932千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">34,811千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,027,690千円	(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円	(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円	(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																				
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																				
(1) 退職給付債務	4,027,690千円																																				
(2) 未積立退職給付債務	4,027,690千円																																				
(3) 未認識過去勤務債務	34,811千円																																				
(4) 貸借対照表計上額純額	4,062,501千円																																				
(5) 退職給付引当金	4,062,501千円																																				
<p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">255,065千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">26,951千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">21,321千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">16,202千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">244,493千円</td> </tr> </table> <p>（注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">605,150千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,974千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">86,371千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,879千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">716,374千円</td> </tr> </table> <p>（注）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	605,150千円	(2) 利息費用	19,974千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	716,374千円	(1) 割引率	1.6%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 勤務費用	255,065千円																																				
(2) 利息費用	26,951千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																				
(1) 割引率	1.8%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				
(1) 勤務費用	605,150千円																																				
(2) 利息費用	19,974千円																																				
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	86,371千円																																				
(4) 過去勤務債務の費用処理額	4,879千円																																				
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																				
(6) 退職給付費用の額	716,374千円																																				
(1) 割引率	1.6%																																				
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																				
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																				

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,487,074千円	1,653,031千円
賞与引当金	1,114,005千円	1,000,711千円
未払費用否認	231,199千円	458,688千円
繰越欠損金	-	585,286千円
その他	373,819千円	12,804千円
繰延税金資産小計	<u>3,206,099千円</u>	<u>3,710,523千円</u>
評価性引当額	<u>347,768千円</u>	<u>2,426,754千円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,858,330千円</u>	<u>1,283,769千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第23期 (平成21年3月31日現在)	第24期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.44%	
評価性引当額	18.13%	
過年度法人税等	2.21%	
その他	<u>0.05%</u>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.42%	

（関連当事者との取引）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
			共通発生経費受取額（注2）					5,188			
			投資顧問報酬の支払（注1）					1,130,123	未払金	56,191	
			共通発生経費負担額（注2）					733,585			
			金銭の貸付（注3）					570,000	短期貸付金	9,270,000	
			利息の受取（注3）					136,208	未収入金	29,879	
親会社の子会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
			4,510,000					連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

（2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	FIL リミテッド	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	金銭の貸付（注3）	千円 850,000	短期貸付金	千円 8,420,000
			利息の受取（注3）					84,143	未収入金	18,902	
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任1名	当社事業活動の管理等	連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	246,491

(2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 977,263	未払金	千円 121,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1株当たり純資産額 487,228円92銭	1株当たり純資産額 327,547円06銭
1株当たり当期純利益 31,247円32銭	1株当たり当期純損失 159,719円06銭
(注)	(注)
1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純利益 624,946千円	損益計算書上の当期純損失 3,194,381千円
普通株式に係る当期純利益 624,946千円	普通株式に係る当期純損失 3,194,381千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数 20,000株	普通株式の期中平均株式数 20,000株

(重要な後発事象)

第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業の譲渡または事業の譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2010年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
運用の委託先	ピラミス・グローバル・アドバイザース・エルエルシー	14,419,000米ドル (約1,327百万円*) * 1米ドル92.1円で換算 (2009年12月末日現在)	主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。
	FIL・インベストメント・マネジメント（シンガポール）・リミテッド	500,000シンガポールドル (約31百万円*) * 1シンガポールドル62.85円で換算 (2010年6月末日現在)	主としてシンガポールにおいてファンドの運用、調査、販売業務を営んでいます。
	FIL・インベストメンツ・インターナショナル	1,360,000英ポンド (約180百万円*) * 1英ポンド133.07円で換算 (2010年6月末日現在)	主として英国およびヨーロッパにおいて投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(3) 運用の委託先：

名称	業務の内容
ピラミス・グローバル・アドバイザース・エルエルシー（所在地：米国マサチューセッツ州）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの米国、カナダおよびエマージング・マーケット（アジアを除きます。）に関する運用の指図を行ないます。
FIL・インベストメント・マネジメント（シンガポール）・リミテッド（所在地：シンガポール）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの日本を除くアジアに関する運用の指図を行ないます。
FIL・インベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国セント）	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドのヨーロッパに関する運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されております。

2009年10月30日 有価証券報告書
2009年10月30日 有価証券届出書
2010年4月30日 半期報告書
2010年4月30日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンA（限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）の平成20年8月1日から平成21年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンA（限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）の平成21年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 畑 茂
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年9月1日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 涉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンA（限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）の平成21年8月1日から平成22年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・グローバル・エクイティ・オープンA（限定為替ヘッジ）（確定拠出年金向け）の平成22年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。